

『東三河後見センター』会報 第59号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3階

令和 4 年 3 月 31 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

随感随筆3

2020 年から発生している新型コロナウイルス感染症の状況も「緊急事態宣言」、「蔓延等防止措置」等の対応を繰り返しながら、コロナ禍は収まるどころか、依然として多数の感染者が連日国内外で報告されています。2022 年の始まりは、変異型が世間を席卷し、この地域も蔓延等防止措置の期間にあります。加えて、混沌とした地政学的危機の情勢は私たちの生活にも影響をあたえつつあります。

新型コロナウイルス感染症は、特に基礎疾患のある高齢者、障がい者が感染すると重症化しやすいとされています。感染は生命の危険に直結し、当法人の利用者 2 名もそれが原因でお亡くなりになりました。今後も同様のケースが発生することを鑑みつつも、感染予防対策が重要な課題であることはいうまでもありませんが、予防対策のため成年後見人等による見守り、面会などの支援が十分にできない状況を改善する必要があるように思います。感染拡大防止という課題と高齢者・障がい者の生活を守り、その権利擁護を図っていくという課題をいかに両立させていくかという「ウイズコロナ」の視点に立つことが重要だと思います。「新型コロナウイルスだから仕方ない」と安易に対応することのないように支援体制を整備し、関係機関との連絡調整を充実させていきたいと思っています。

いよいよ2022(令和 4)年度がスタートします

あるミーティングの際に、参加者から「代表として東三河後見センターをどのように運営していきたいのか?」といった質問がありました。本会報でもご案内のとおり、5 月 21 日(土)第 16 回通常総会を開催します(7 ページ参照)。総会で上程予定の「令和 4 年度事業計画(案)」から運営方針について一部紹介します。

3つの方針

2022(令和 4)年度の運営方針として、「1.市民後見人が活躍できる体制づくり」、「2.市民後見人等の質の向上」、「3.法人後見としての対応の維持と強化」の 3 つを掲げています。

1 と 2 は重複する部分がありますが、「ミーティング」については、市民後見人が活躍するために、市民後見人の質を向上するためにも最も重要な活動と位置付けています。当法人の開設以降継続されているミーティングは、法人事務局職員と市民後見人の「顔の見える関係」を維持することの一助なっています。市民後見人に支援をお願いしている、被後見人等のおかれている環境の中の状況は一人ひとり異なります。同じように私たちも含めて市民後見人がおかれている環境の状況も異なります。異なっていることを再認識しつつ、被後見人等のご本人がメリットを感じながら意思決定ができるよう、独善的な対応にならないように努めたいと思います。オンラインの参加も大歓迎です。ミーティングの 30 分前にはメールで案内しますので、最低 1 回はご参加ください。

法人後見の実施団体として

現在 103 名程度の成年後見等を家庭裁判所より選任され受任しています。法人で受任しているという基本を再確認しつつ、引き続き成年後見等の受任ができる適切な法人として、未完了の諸規程等の整備等を図り、安心してこの制度が活用され、市民後見人が活躍できるよう関係機関等とも連携しながら全力傾注していきたいと思っています。ご支援くださいますよう宜しくお願いします。

文責：代表理事 工藤明人

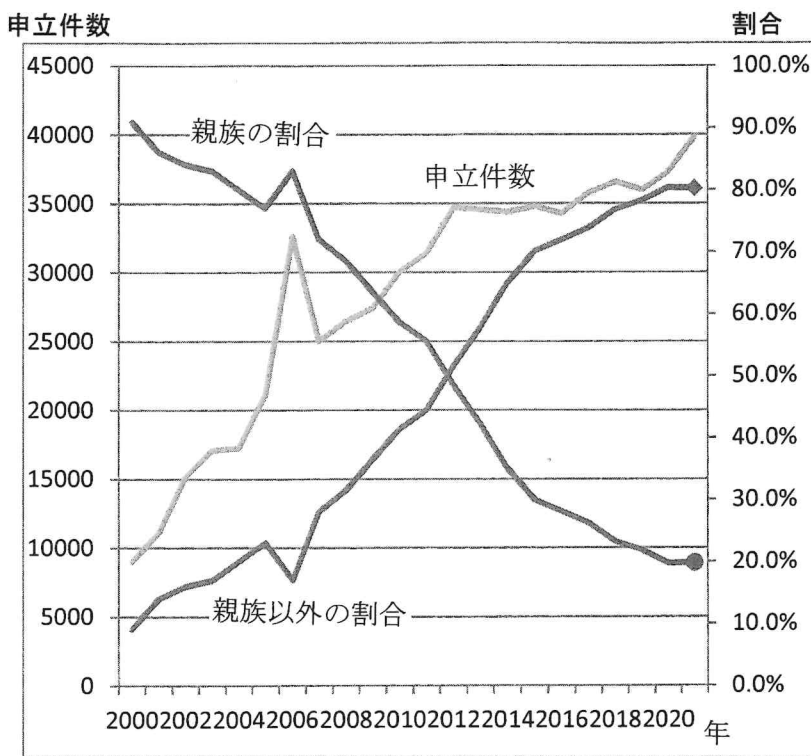
11年ぶりに全国の申立て件数が5%以上アップ

—成年後見関係事件の概況から利用促進を考える—

3月17日に最高裁判所が令和3年の成年後見関係事件の概況をネット上に公表しました。成年後見制度の全国の利用状況を表す唯一の公表データです。申立件数は39,809件で前年より6.9%増加しました。前年より5%以上も増えたのは2010年の9.8%アップ以来11年ぶりです。昨年度は成年後見制度利用促進基本5カ年計画の最終年度に当たります。久しぶりの“大幅”増加は基本計画の成果なのでしょうか？ 今後の利用促進のポイントはどこか、この間のデータから考えてみました。

全国の成年後見人等と本人との関係(親族と親族以外の後見人等の割合)の推移

年	申立件数	親族	親族以外
2000	9007	90.9%	9.1%
2001	11088	86.0%	14.0%
2002	15151	84.0%	16.0%
2003	17086	83.0%	17.0%
2004	17246	80.0%	20.0%
2005	21114	77.0%	23.0%
2006	32629	83.0%	17.0%
2007	24988	72.0%	28.0%
2008	26459	68.5%	31.5%
2009	27397	63.5%	36.5%
2010	30079	58.6%	41.4%
2011	31402	55.6%	44.4%
2012	34689	48.5%	51.5%
2013	34548	42.2%	57.8%
2014	34373	35.0%	65.0%
2015	34782	29.9%	70.1%
2016	34249	28.1%	71.9%
2017	35737	26.2%	73.8%
2018	36549	23.2%	76.8%
2019	35959	21.8%	78.2%
2020	37235	19.7%	80.3%
2021	39809	19.8%	80.2%



上図は禁治産・準禁治産宣告制度から新しい成年後見制度に大きく衣替えした2000年からの申立件数と成年後見人等と本人との関係、特に親族と親族以外の割合をグラフにしたものです。

この表とグラフを見て、次の点に注目しました。

- ① 申立件数は2010年頃までは、2007年を除けば毎年、右肩上がり大きく増加しているが、その後伸びが緩やかになった。
- ② 成年後見人等の本人の関係を見ると、親族は2000年には90%以上だったが、その後毎年、急激に減少し、2012年にはとうとう50%を割り、その後も減少を続け、2020年には19.7%まで減少した。逆に親族以外は2000年にはわずか9.1%だったが、その後急速に増加し、2012年には50%を超し、親族と親族以外の割合が逆転して2020年には80.3%に達している。
- ③ 2021年は申立件数が久しぶりに前年より6.9%と大きく増え、成年後見人等の本人との関係では親族の割合が前年より0.1%とわずかだが増加し、親族以外がわずかに減少した。

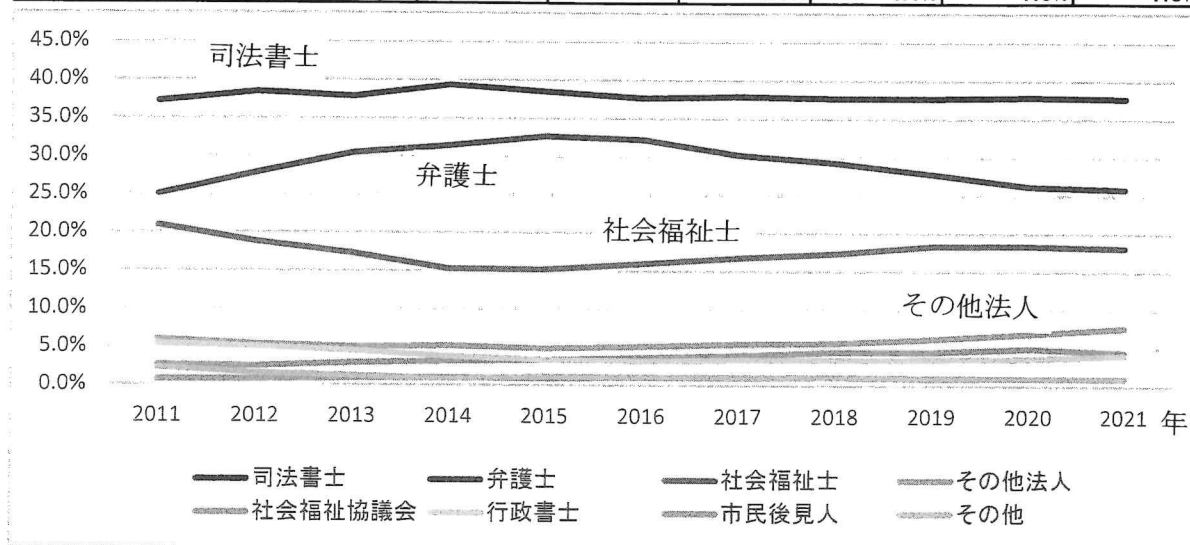
これらのことからわかることは、親族と親族以外の割合が逆転した2011年、2012年あたりから成年後見制度の利用の伸びが鈍化したということです。2021年は親族の減少がわずかながら増えたことと、利用者が久しぶりに大きな伸びを示したことは印象的です。

親族以外の後見人等の中で占める種類別の割合

成年後見関係事件の概況で現在のように細かな種類までデータが公表されるようになったのは2011年からです。データを少しアレンジして次の表とグラフを作ってみました。「その他」には「社会保険労務士」、「税理士」と「その他個人」が含まれています。「市民後見人」と「その他」の割合は2014年以降ほとんど1%前後の同じ割合で推移していますので、グラフからは違いが分かりません。

2011～2021年 親族以外の成年後見人等に占める種類別割合

年	司法書士	弁護士	社会福祉士	その他法人	社会福祉協議会	行政書士	市民後見人	その他
2011	37.2%	25.0%	20.9%	6.0%	2.6%	5.4%	0.7%	2.2%
2012	38.4%	27.8%	18.8%	5.3%	2.4%	5.0%	0.7%	1.5%
2013	37.8%	30.4%	17.3%	5.0%	2.9%	4.5%	0.9%	1.2%
2014	39.4%	31.5%	15.3%	5.1%	3.1%	3.8%	1.0%	0.9%
2015	38.5%	32.7%	15.2%	4.8%	3.4%	3.4%	0.9%	1.1%
2016	37.7%	32.2%	16.0%	5.1%	3.6%	3.2%	1.1%	1.1%
2017	37.9%	30.3%	16.8%	5.5%	4.0%	3.4%	1.1%	1.1%
2018	37.7%	29.2%	17.3%	5.6%	4.4%	3.4%	1.1%	1.1%
2019	37.7%	27.8%	18.4%	6.2%	4.4%	3.5%	1.1%	0.9%
2020	37.9%	26.2%	18.4%	6.9%	4.9%	3.6%	1.1%	1.1%
2021	37.7%	25.9%	18.1%	7.7%	4.5%	4.1%	1.0%	1.0%



グラフからはっきりとわかることは司法書士、弁護士と社会福祉士の3つの専門職が占める割合が群を抜いており、3つの合計が毎年80%以上を占めていることです。

東三河後見センターも含まれる「その他法人」はまだ10%以下ではありますが、毎年徐々に増え続けています。社会福祉協議会の法人後見もまだ5%以下ではありますが、年々増え続けています。市民後見人は1%前後で、その割合は最近8年間は増えていません。

申立件数と成年後見人等の担い手の推移を見ると、今後の成年後見制度の利用促進に必要なこと次の3点ではないでしょうか。

- ① 親族の後見人等をふやすことが1番目のカギだと思います。親族と専門職、親族と「その他法人」「社会福祉協議会」などの複数後見や監督人選任などの組み合わせにより、親族が安心して後見人を務めることができるような工夫が必要でしょう。
- ② 司法書士、弁護士、社会福祉士だけでなく、行政書士や社会保険労務士などの専門職の皆さんにはこれまで以上に頑張っていただくことが、利用促進の2番目のカギです。
- ③ NPOなどの「その他法人」と「社会福祉協議会」が担い手を増やし、法人後見としてニーズの増大に迅速に応えられるようにすることが3番目のカギです。市民後見人の育成と活用も、法人後見の担い手の育成と活用につなげることが必要でしょう。(文責 長谷川卓也)

「帰化した韓国人の夫の相続から始まった市長申立案件」

市長申立に至るまで

コロナ感染の最中、市長申立の A さん（79 歳女性）を担当させていただくことになりました。ワクチン 2 回接種条件に昨年 8 月初旬入院先の B 病院で本人面談。アルツハイマー型認知症で寝たっきり、全介助状態であり、挨拶すると大きく頷き一言二言発語がある状態であった。審判確定後 9 月初めに病院が管理していた書類等を引き継ぐ。

A さんのこれまでの人生は私の想像の域を超える波瀾万丈な生涯のようである。最初の配偶者と男子出産後 2 年で離婚。再婚後 2 子（男・女）を出産するも 18 年後離婚。その後平成 4 年に再婚しているとのこと。その間 1 回目の離婚後アルコール依存となり受診、平成 10 年頃より飲酒の問題、抑うつ気分などの治療で入退院を繰り返し、平成 29 年大腿骨骨折しその後寝たっきりとなり現在まで入院中。令和 2 年 8 月に夫が入院し 11 月より A さんの支払も滞り夫は令和 3 年 2 月に死去しました。

帰化した夫からの相続

A さんの夫はご自身の入院後、令和 2 年 10 月にきずなの会と「高齢者・障がい者のための生活支援等契約書」を交わしており葬儀・賃貸住宅の退去などは処理されていましたが、相続は未手続でした。令和 3 年 9 月に東三河後見センターが A さんの後見人となった旨連絡すると、きずなの会契約書（写）・手数料等清算書と預り書類・物品など一式送付がありました。

主な書類は、預貯金通帳（3 機関 6 通）・生命保険証書・国民年金厚生年金証書・豊橋市ほか未開封郵便物（5 通）と死亡診断書（写）除票・除籍謄本・原戸籍謄本でした。

原戸籍謄本によると、平成 4 年に A さんと婚姻お子さんはありませんでした。ただ A さんの夫は昭和 49 年に韓国から帰化・改名の事実が判明しました。一般的に相続に必要な出生から死亡までの戸籍のうち、出生（昭和 14 年）から帰化までの戸籍が不明と判明しました。

韓国籍時代の戸籍にたどり着けず

帰化等の知識がないため外国人登録の手掛かりを得るため市役所の市民課を訪問すると平成 24 年に法改正があり法務省出入国在留管理庁の管轄と教えられました。ホームページなど調べてみて、外国人登録原票は市町村より法務省に送られ一括管理がされていて、「死亡した外国人に係る外国人登録原票の写し交付請求書」を成年後見人は相続のために請求できることがわかりました。請求書を記入し始めて「外国人登録番号、在留カードの番号」などの資料が何もないことに気が付きましたが空欄で請求書送付するしかありませんでした。

その後在留管理庁の担当者から、外国人登録番号・韓国籍時代の氏名・住所など何らかの資料、家族からの確認ができないかなど 2 度ほど電話照会がありました。いずれもない旨を伝えると決定通知が送付されてきました。結果外国人登録原票の写しを不交付との内容であり理由は交付請求に係る外国人登録原票を保有していないためとのこと。



そこで11月中旬、今までの経緯を列記しこれ以上戸籍を追うことができない旨家庭裁判所に上申書を提出したところ、担当書記官よりもう少し調査できないかとの確認指示をいただきました。

そこで駐名古屋大韓民国総領事館と韓国民団愛知県本部に電話照会したところ、どちらも韓国住所・氏名がなければ調査できないとの回答でした。

ようやく相続手続き完了

豊橋で韓国関連の相続等を多く手掛けている司法書士法人を訪問、手持ちの資料を持参し相談に行きました。アドバイスとして戸籍謄本にある旧氏名は創氏改名*後の名前であり韓国名が判らねば確認できないとのこと。また不動産がないのであれば得られた書類で金融機関に個別相談しかないのではとのこと。

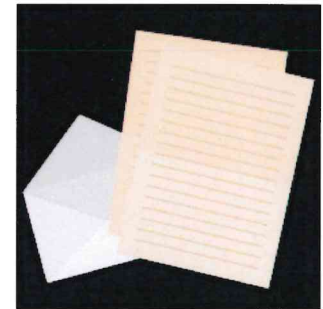
追加資料として市役所より戸籍謄本にある夫の改製原附票並びに父親の戸籍（不在籍証明願）を取りましたが、いずれも手掛かりは得られませんでした。

改めて11月末に2度目の上申書にて金融機関と交渉の上相続手続きしたい旨申立しました。最終的には、今までのすべての書類と、裁判所上申書の控えを持参し3金融機関を訪問し単独での相続を認めてもらい12月中旬にAさんの通帳に入金を完了しました。

併せて生命保険の請求受取と遺族厚生年金の手続きにより経済的には、今後の入院治療費・生活費の心配なく過ごせる目途がつかしました。

3人のお子さんへ手紙

市長申立書の写しに記載のある3人のお子さんの親族の意見書はお一人が返信なし。二人目の方は「生死もわからないで30年以上暮らしているのでどうでもいいです。借金などがありのちに連絡があっても困るのでどういう資産か聞かせてほしい」とのこと。三人目の方は「現状私は子でありますがこの20年ほど母がどこにいるかも知りませんでした。今後は報告などはいただきたいです」。返信のあったお二方は携帯連絡先も記入されていました。



そこで10月下旬に3人のお子様あて手紙を出させていただきました。

東三河後見センターが成年後見人になったこと。病院入院中で寝たきり要介護状態ではあるが意識はあること。預貯金があり今後も入院治療費に心配なく相続財産も少しあること。金銭管理は成年後見人が責任もって行うが今後親族でないといけない医療同ほか万一の場合の連絡などを記し後見センターのパンフレットと最新会報を同封しました。

3人ともその後の連絡は何もありませんが、裁判所への定期報告に合わせ年1回は近況報告を差し上げたいと思います。いつの日かどんな形になるかはわかりませんが再会を願って後見活動していきたいと思います。

*創氏改名（そうしかいめい）は、日本統治時代の朝鮮における統治機関である朝鮮総督府が、1939年（昭和14年）制令十九号（創氏）および二十号（改名）で、本籍地を朝鮮に有する日本臣民（以下朝鮮人という）に対し、新たに「氏」を創設させ、また「名」を改めることを許可した政策

（文責 彦坂 敏）

会員紹介

高島 史弘



はじめまして、昨年、市民後見人講座を修了して、このたび本会に賛助会員として、入会させていただきました豊橋市在住の高島史弘と申します。

私が東三河後見センターの名前を知ったのは、2009年ごろ、リーマンショックの後で、豊橋派遣村相談会に関わらせていただいた頃であったと思います。その翌年くらいに年越し派遣村で、事務局長を担っていた湯浅誠さんを招いてのイベントを豊川で企画しました。その時の実行委員会のメンバーに前理事長の長谷川さんになってくださり、一緒に準備させていただいたことを覚えています。

私自身は、ホームレスの方々との関わりを1999年から、今まで、少しずつ持たせていただいて、キリスト教精神での活動が、ほぼライフワークのようになっていっています。現在は、愛知県立豊橋工科高校の夜間部で非常勤の外国人支援専門員の仕事や、豊橋教育委員会の登録バイリンガルとして小中学校での仕事などをしつつ、豊橋サマリア会という団体の代表・牧師として、日々、歩ませていただいています。

私の経歴は、岡山県で生まれ、工業高校を卒業後、デンソーの短大の高専課程に学び、約10年間、デンソーに籍を置かせていただいております。途中、休職して、青年海外協力隊で南米のエクアドルに赴任して、2年間、職業訓練校の講師をさせていただきました。1999年9月にデンソーを退職した際には、キリスト教の精神で、本当の福祉の仕事がしたいという抱負をもっておりました。その後、キリスト教の学びをしつつ、豊川の中部福祉専門学校で、ホームヘルパー二級の講習を受けさせていただき、介護の仕事も何年かたずさわらせていただきました。また障がい者の方々のサービスでの仕事も経験させていただきました。それらは、様々な障がいを抱えるホームレスの方々に関わるときの助けになりました。アルコール依存やギャンブル依存などを抱える人に対しては、本人の同意を得て、金銭を含めた生活援助をする必要があり、成年後見制度になんとか結び付けていけないかと考えることも、しばしばありました。

数年前に、本会の会員である友人から、市民後見人養成講座のことを聞き、ぜひ、受けてみるようにとのお勧めをいただきました。そして、今、市民後見人としてお仲間に加えていただけることを光栄に思います。講座では、「本人意志の尊重」ということが、繰り返し強調して教えられておりました。とても大切なこととして、普段関わる人々の間で、どれくらい意識できているかと自問自答させられることです。後見人の心得として、胸に刻んでいきたいと思っています。まだ実際の後見の現場は、分かりませんから、今後も様々なケースについて、先輩方から、教えていただく機会があればと願っております。どうぞ、よろしく申し上げます。皆様の上に神様の豊かな祝福がありますように。

令和3年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和3年3月25日現在)

正会員費納入者（敬称略） 58名

・古川伸 ・田中剛 ・今泉全勝 ・岡本守 ・加藤啓子 ・水野美知代 ・倉本秀子 ・上江道子 ・二村良子
・池田進 ・彦坂敏 ・小野晴美 ・鈴木光子 ・工藤明人 ・三浦正博 ・山本達也 ・石原香 ・田中幸一
・長坂宏 ・福住幸子 ・星野裕 ・齋藤尚 ・坂柳ゆかり ・武重博 ・本多啓枝 ・飯星睦生 ・豊田和浩
・丸山智子 ・古瀬修 ・長谷川卓也 ・高森陽一郎 ・神谷典江 ・杉山智子 ・村川賢一 ・足立和男
・舟越正行 ・西川邦輔 ・大嶽理恵 ・水野遠次 ・梅田大己 ・今泉博充 ・荻邦子 ・花田玲子
・影山恒太 ・中村成人 ・三枚堂陽子 ・坂口幹子 ・緒河睦子 ・長谷川愛 ・中島由恵 ・五十嵐光子
・佐藤美子 ・井上裕一 ・金田貴子 ・細野京子 ・近藤由美子 ・藤田慎 ・高柳大太郎

賛助会員費納入者（敬称略） 73名

・西田初美 ・西田妙子 ・森岡真司 ・松田朝夫 ・藤井幸夫 ・成瀬明子 ・室田満秋 ・八木憲一郎
・林梨絵 ・都築昭吉 ・足木充邦 ・夏目滋 ・水野登代子 ・工藤栄 ・石原紀久代 ・加藤勝美
・河合康隆 ・大須賀康 ・磯村隆樹 ・彦坂ケサエ ・小川祐子 ・日比修治 ・金澤良雄 ・中谷芳孝
・清水則子 ・吉本京子 ・高橋正 ・豊田弘子 ・渡邊雅子 ・樋口茅子 ・新村知弘 ・北村隆信
・鈴木義雄 ・伊藤文則 ・秋田誠二 ・瀬藤光幸 ・丸山博子 ・伊与田千鶴子 ・岡本由紀子 ・中野正二
・小田ひろみ ・廣永義昭 ・北沢悦子 ・金沢富雄 ・大林充始 ・杉原昌博 ・寺田順子 ・佐々木宏直
・佐々木直子 ・村田ひろ子 ・横田和子 ・内藤加代子 ・二重勝吉 ・山口純子 ・加藤正則 ・加藤明代
・津田匂子 ・藤倉陽子 ・田村洋子 ・山内康敏 ・寺部美代子 ・田村真美子 ・鶴巻信一 ・夏目みゆき
・渡部耕二 ・斎藤啓治 ・高島史弘 ・前本好江 ・藤田裕子 ・長谷川素子 ・渡辺勝弘 ・惣ト厚子
・伊藤忍

法人正会員費納入者（納入順、敬称略） 0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略） 6法人

・APPLE(株) 近藤芳江 ・(有)フレンドリーハート 滝川信吉 ・豊川市知的障害者育成会
・蒲郡市社会福祉協議会 ・豊川市医師会 ・むつみ会

寄付者（敬称略） 39名

・村川賢一 ・岡本守 ・水野美知代 ・山本範正 ・近藤芳江 ・佐藤てつ子 ・小川祐子 ・日比修治
・金澤良雄 ・二村良子 ・鈴木光子 ・山本達也 ・古川伸 ・藤戸繁美 ・石原香 ・北村隆信 ・福住幸子
・勝見康夫 ・蟹江充子 ・武藤芳資 ・北沢伊 ・齋藤齒科医院 ・小林修 ・荻邦子 ・梅村勝久
・中村成人 ・松下啓子 ・小野晴美 ・外輪ルリ子 ・梅田大己 ・野呂壽海男 ・中島由恵 ・加藤正則
・加藤明代 ・佐藤美子 ・渡部耕二 ・榑原浩一郎 ・榑原佳代 ・野口佐知子

東三河後見センターの今後の予定（4月～6月）

☆ミーティング 開催日 毎月4回 火・土曜日 午前9時30分～午前11時
(毎月1回はオンラインのみとします)

場 所 豊川商工会議所1階第5会議室または3階第3研修室

※日程等の詳細はHPをご覧ください <http://higashimikawakouken.or.jp>

○臨時理事会 4月22日 18:30～ 豊川商工会議所第5会議室

○事務局会議 4月12日、5月10日、6月14日 13:30～ 事務所内

○通常総会 5月21日 13:30～ 豊川商工会議所Bホール (受付開始13:00)

認定 NPO 法人東三河後見センター利用状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和4年3月25日現在)

	後見	保佐	補助	後見等監督	合計
令和3年3月31日現在受任者数	60名	22名	14名	1名(保佐)	97名
今年度受任者数(令和3年4月～)	16名	4名	1名	0名	21名
今年度終了者数(令和3年4月～)	14名	1名	0名	0名	15名
令和4年3月10日現在合計	62名	25名	15名	1名	103名

★任意後見制度利用者利用者

任意後見受任者	1名	任意後見人	0名	任意後見契約修了者	0名
---------	----	-------	----	-----------	----

★市町別受任一覧(法定成年後見制度。被後見人等の住民票の住所地で示してあります)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	14名	4名	2名	3名	0名	0名	岡崎1、幸田1、湖西1	26名
知的障がい者	27名	6名	9名	3名	1名	12名	名古屋1、岡崎3	62名
精神障がい者	7名	0名	6名	0名	0名	1名	幸田1	15名
合計	48名	10名	17名	6名	1名	13名	8名	103名

★市民後見人が担当している利用者数

	後見	保佐	補助	合計
認知症	1名	5名	1名	7名
知的障がい者	27名	7名	5名	39名
精神障がい者	3名	0名	0名	3名
合計	31名	12名	6名	49名

市民後見人 24 名の方が上記表の 49 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿掲載者で、市民後見人活動に関する合意書を締結後、本合意書に基づき後見等の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会員・寄付金をお願い

(令和3年4月1日～令和4年3月25日現在)

○ 賛助会員費納入者: 73名

(法人賛助会員6名含む)

○ 寄付者: 39名

◎ 認定寄付者人数: 106名 (年間目標100名以上達成!!)



☞ 会員入会・寄付のご案内 ☞

★愛知県より令和2年2月13日～令和7年2月12日までを有効期間とする認定 NPO の認定を受けています(令和2年1月14日付)。ご支援・ご協力をお願いします。

編集後記

当法人は認定 NPO として活動していますが、その認定を維持するためには、認定寄付者が年間 100 名以上必要となります。毎年度この人数を確保するのに苦労しておりますが、令和3年度も無事この目標を達成することができました。7 ページの「令和3年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧」の文字のサイズは、数多くの方々のご支援を反映して、前号よりも一回り小さくなっています。令和4年度も認定 NPO を維持できるよう、より一層の皆さまのご支援、よろしく願います。(編集:井上裕)